

## 吹田市保育士・保育所支援センター事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第29条及び保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（平成29年4月17日雇児発0417第2号）に基づき、保育士等の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する又は取得する見込みの者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職促進や保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）における潜在保育士活用支援等を行う吹田市保育士・保育所支援センター（以下「センター」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 吹田市保育士・保育所支援センター

位置 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所低層棟2階 児童部保育幼稚園室内

(事業内容)

第3条 センターは、保育士等再就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、職業安定法上の無料職業紹介事業を行うものとする。なお、コーディネーターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内の保育所等に関する募集採用状況の把握
- (2) 市内の保育所等に就職を希望する求職者のニーズに合った就職先の提案
- (3) 求職者と市内の保育所等双方のニーズ調整
- (4) 市内の保育所等に対する潜在保育士の活用に関する助言
- (5) 市内の保育所等に勤務する保育士、保育士資格の取得希望者及び潜在保育士からの相談対応
- (6) 市内の保育所等に勤務する保育士の就業継続や離職後の再就職のための支援
- (7) 公共職業安定所（以下「安定所」という）他、関係機関との連携による潜在保育士の就職促進
- (8) センター事業を実施するために必要な業務

2 センターが事業対象とする職種は原則保育士及び保育教諭とし、雇用形態は問わないものとする。ただし、市内の保育所等の求人需要に応じ、看護師、栄養士、給食調理員、保育従事者（子育て支援員研修受講者等）及び用務員についても対象とする。

(求人申込方法等)

第4条 本事業を活用して保育士等の求人を希望する市内の保育所等の設置者（以下

「求人者」という。)は、求人票(様式第1号)を作成のうえ、随時、センターへ申し込むものとする。

- 2 前項によらず、センターは、ハローワーク求人情報提供サービスにより取得した求人情報について、求人者に連絡し、労働条件の明示を受けたうえで受理し、紹介を行うことができる。その際は、安定所から情報提供を受けた求人情報であることを明示すること。
- 3 センターは、前項の申込みの内容が法令等に違反する場合、又は賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合には、その申込みを受理しない。

(求職登録の申込方法)

第5条 求職者は、求職者登録申込書(様式第2号)を作成のうえ、センターがあらかじめ定めた相談日に直接来所し申込みや相談を面談により行うことを原則とする。

(紹介方法等)

第6条 センターは、保育所等の労働条件と求職者の希望条件が可能な限り折り合いがつくよう、求職者、求人者双方と必要な折衝又は調整を行う。なお、第一義的には私立の保育所等の求人内容を求職者に紹介することとし、求職者からの要望に基づき市立の保育所等の求人内容を紹介することも可能とする。

- 2 センターは、職業紹介を行うにあたり、職業安定法第5条の3の規定により求職者に対し、従事する予定の業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ様式第1号等により明示する。
- 3 センターは、紹介を決定した際は、求人者と求職者との面接日等を調整のうえ、求職者に様式第1号及び第2号の写し並びに紹介状を発行する。なお、センターは労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業や作業所閉鎖が行われている保育所等へは求職者の紹介を行わない。
- 4 前項による紹介状を受け取った求職者は、求人者との面接時に紹介状(様式第3号)を提出する。

5 紹介の結果については、求人者及び求職者双方からセンターへ報告を義務付けるものとする。なお、求人者からの報告については選考結果通知(様式第4号)を使用するものとする。

(登録情報の管理等)

第7条 第4条から第6条によりセンターが得る登録情報等の管理については、求人管理簿(様式第5号)及び求職管理簿(様式第6号)によって行う。

- 2 求人者又は求職者が、次のいずれかに該当する場合は、前項の管理簿について登録情報の更新作業を随時行い、以後、紹介を行わないものとする。
  - (1) 本事業による採用が決定したとき
  - (2) 様式第1号又は第2号に記載する有効期限が過ぎたとき

- (3) 求人者又は求職者から、申込みに係る取消しの届け出があったとき
- (4) 登録後、半年以上求人者又は求職者と連絡が取れないとき
- (5) その他、不適格と認められる事実を確認したとき
- (6) センター事業を終了するとき

3 求人者は本事業以外の手法により採用決定を行い、あらかじめ申し出た採用予定人員に変更が生じた場合、速やかにセンターへ求人申込みの変更又は取消を届け出なければならない。

(相談対応)

第8条 センターは、第3条第1項第5号から第7号までの規定に基づく相談対応についても、求職者の申込みと同様に、あらかじめ定めた相談日に該当者が直接来所の場合、面談により行うことを原則とし、相談内容については相談記録票（様式第7号）に記録して管理するものとする。

2 前項の相談内容が、労働関係法令等に抵触し、保育所等側への指導等が必要と見込まれる場合には、速やかに庁内関係課及び関係機関へ引き継ぎ等の対応を行う。

(その他)

第9条 本事業は、求人及び求職登録の申込みにより、紹介・就労を約束するものではない。

2 センターは、本事業に係る求職者又は保育所等からの苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。ただし、紹介後の保育所等の労働条件などについて、当事者間で問題が生じた場合、センターはその責任を負わない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、児童部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和2年11月30日から施行する。